

札幌市教科用図書選定審議会条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市教科用図書選定審議会条例の一部を改正する条例

札幌市教科用図書選定審議会条例（昭和28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中「125人」を「150人」に改める。
- (2) 第4条中「おき」を「置き」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

教科用図書選定審議会の委員定数を増員するため、本案を提出する。